

「安心生活創造事業」について

既存の施策や活動から漏れ、対応できていない方々への見守りと買い物支援を、地域生活維持の最低限の支援である「基盤支援」と位置付け、地域でモデル的に取り組む「安心生活創造事業」を厚生労働省が平成21年度から3年間にわたり全国58市区町村で実施した。本事業と並行して開催された「安心生活創造事業推進検討会」において、事業の成果や課題と共に、今後の地域福祉活動の方向性を示すものとして「成果報告書」が平成24年8月にとりまとめられ、全国の自治体へ周知された。以下は同報告書の内容を一部抜粋したもの。

事業により明らかになった課題等

・新たに顕在化した支援対象者

地縁型のつながりを希望せず不安を抱えるケース、介護サービス利用者でも見守りや声かけを求めるケース、65歳未満で引きこもりなど、社会的に孤立するケース等

・新しい支援体制の構築・担い手の確保

総合相談、ワンストップサービスを実施するための幅広い視点を持ち実行力のある担い手の必要性等

・人材確保

広い視野を持つコーディネーターの必要性等

・安定的な自主財源の確保

地域の理解（寄付文化の土壌づくり等）の必要性

・個人情報の共有

過剰な保護意識、守秘義務を持たない人との連携等

今後重要と考えられる取組

・社会的孤立を防ぐための官民間わない多様な主体との連携・協働

社会的孤立の防止は、地域福祉の取組において重要課題であり、市町村行政が中心となって取り組むべき課題であるが、社会との接点を持たない、閉じこもりや引きこもりがちな人々を支援していくためには、行政のみならず、民生委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター等福祉関係者をはじめ、自治会、電気・ガス・水道や宅配事業等民間事業者など、多様な人々との連携が不可欠である。

・総合相談体制の確立

総合相談により複合化、多問題化する要援護者のニーズをもれなく把握することが求められる。

・ **地域福祉計画の策定**

「所在不明高齢者問題」や「孤立死」事案など，社会的孤立が多方面から指摘される中で，地域福祉計画の重要性が改めて注目されている。

また，東日本大震災の発生から，災害時要援護者の把握と支援方法の確立（確認）の必要性が再確認された。今後は復興のための地域福祉計画策定も求められる段階になってきている。

引き続き，定期的な評価と改定の必要性の確認が重要である。

・ **契約支援・権利擁護の必要性**

認知症高齢者また，単身世帯が増加している今日状況の中で，地域で安心生活を送るためには，アパート賃貸契約や入院時保証人等，契約時に保証人を必要とするケースが増えている。高齢者や障害者等何らかの支援を必要とする人が単身世帯のため保証人となる人がいない場合，困難を抱える場合が想定されている。

・ **要援護者が社会参加・自己実現できる仕組み**

要援護者が自己実現できる地域社会づくりの視点が不可欠であり，そのためには，社会的な「居場所づくり」が重要である。この居場所づくりの取組は，社会福祉協議会やNPO，自治会等がサロン活動や宅老所，小規模多機能型サービス，共生型施設等により展開されてきた。要援護者が地域社会の中に自らの居場所を見付け，参加し自己実現していく地域社会づくりが今後の地域福祉の展開においても重要になる。